

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

大旺新洋株式会社  
高知県高知市仁井田1625-2

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年1月31日～令和7年2月28日（1ヵ月）  
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

大旺新洋株式会社及び同社使用人は、高知県発注の工事において港則法違反により公訴を提起された。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内